

監査委員公表第534号

平成24年8月31日付け監査第637号で提出した定期監査結果の報告に対し、大分県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成24年11月30日

大分県監査委員 米 濱 光 郎
 大分県監査委員 姫 野 邦 子
 大分県監査委員 麻 生 栄 作
 大分県監査委員 首 藤 隆 憲

1 指摘事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
(土木建築部)		
佐伯土木事務所	平成24年4月19日から平成24年4月20日まで、平成24年5月15日	<p>指摘事項</p> <p>海岸占用料について、占用料単価等が改正されていたにもかかわらず、改正前の占用料単価及び種別で徴収していた事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>過大に徴収していた2件については、平成24年9月7日に、過去5年間分と平成24年度分を占有者に払い戻した。</p> <p>徴収が不足していた1件については、平成24年9月11日に、過去5年間分と平成24年度分が納付された。</p> <p>今後は、内部のチェック体制を強化するため、複数の者でチェックを行うとともに、班総括は、担当職員への指導と、書類の詳細な審査・確認を行うことを周知徹底した。</p>

2 注意事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況
(総務部)		
東部振興局	平成24年5月22日から平成24年5月24日まで、平成24年7月10日	<p>注意事項①</p> <p>次世代を担う園芸産地整備事業において、補助事業の対象とならない事業実施主体から提出された申請を十分な審査を行うことなく所管課へ進達するなど、事務事業に改善を要する事例が認められた。</p> <p>措置状況①</p> <p>本課執行案件に係るチェック漏れの事例として、本事例を職員で共有し注意を促すとともに、今後は本課とも連携を一層密にして、複数の職員によるチェックを行うことを徹底した。</p> <p>また、今回及び今後の補助事業者に対し、補助対象要件などを含めた本事業制度について、再度</p>

		<p>説明するとともに、今後、補助事業を申請する申請者側においても、補助対象の可否が判断できるよう指導を徹底する。</p> <p>注意事項② 大分の茶産地強化対策事業において、補助事業の実績が補助金交付申請時点の事業計画と異なっており、事業内容の変更に伴う計画変更の手続きが必要であるにもかかわらず、そのことを指導せず、当初のままの数量等を記載した実績報告書を進達するなど、事務事業に改善を要する事例が認められた。</p> <p>措置状況② 本課執行案件に係るチェック漏れの事例として、本事例を職員で共有し注意を促すとともに、今後は本課とも連携を一層密にして、複数の職員によるチェックを行うことを徹底した。 また、今回及び今後の補助事業者に対し、事業内容を変更する場合の手続き等を説明し、今後の補助事業の執行において、申請者側でも自ら変更手続きの可否が判断できるよう指導を徹底する。</p>
豊肥振興局	平成24年5月15日から平成24年5月17日まで、平成24年6月14日	<p>注意事項 事故により公用車に損害が発生した事例が認められた。</p> <p>措置状況 局内の定例会議で、職員に対し、安全運転と交通ルールの遵守に対する注意喚起を行った。また、次長から職員に対し、毎月1回程度、メールにより、安全運転と交通事故防止についての周知徹底を行った。 10月3日には、交通安全意識の向上を図るため、管内の知事部局職員を対象に、参加・体験型交通安全教育車「セーフティぶんど」を利用した交通安全講習会を開催した。 今後も引き続き、職員に対する安全運転と交通ルール遵守の注意喚起や交通安全講座の開催で、事故防止に努めていく。</p>
西部振興局	平成24年5月15日から平成24年5月17日まで、平成24年6月13日	<p>注意事項① 領収書について、領収書冊子の表紙や領収書受払簿に必要な事項が記載されていないなど、その取扱いに不適正な事例が認められた。</p> <p>措置状況① 領収書冊子及び領収書受払簿には、必要事項を適正に記載した。 今後は、基本的な事務処理についても、取扱い</p>

		<p>に不適正な点がないか、定例的に法令やマニュアルで確認するように徹底する。</p> <p>注意事項② 事故により公用車に損害が発生した事例が認められた。</p> <p>措置状況② 年度当初に振興局内の各部において、安全運転徹底のための申し合わせを行った。 8月28日には、管内の県職員を対象に、参加・体験型交通安全教育車「セーフティぶんど」を利用した交通安全講習会を開催し、8月29日には、日田警察署から講師を招いて、交通安全講習会を開催した。 運転中の認知・判断ミスや運転操作のミスをなくすため、車線変更時や後退する時などに、「指差呼称」を行うよう、全職員に周知する。 運転が長時間になる旅行については、運転者を複数同行させる。 以上の取組に加え、今後とも職員に対する交通安全意識の高揚と事故防止を図るため、交通安全研修や局内会議など、あらゆる機会を通じた指導を行う。</p>
日田県税事務所	平成24年6月5日、平成24年7月3日	<p>注意事項 事故により公用車に損害が発生した事例が認められた。</p> <p>措置状況 所内会議等で交通安全について周知徹底するとともに、交通安全講習会に積極的に参加させるなどで、職員の交通安全意識の向上を図り、事故防止に努める。</p>
(土木建築部)		
別府土木事務所	平成24年4月24日から平成24年4月25日まで、平成24年5月16日	<p>注意事項 行政財産の目的外使用に係る庁舎等管理費について、調定が遅延している事例が認められた。</p> <p>措置状況 事務引継等で使用する事務処理手順書の見直しを行い、その内容を充実させるとともに、内部のチェック体制を強化するため、担当職員に任せず、班総括が情報共有し進捗管理することとした。</p>
大分土木事務所	平成24年4月24日から平成24年4月26日まで、平成24年5月29日	<p>注意事項 道路占用許可において、当土木事務所発注工事の受注者が現場事務所として道路を占有しているにもかかわらず、占有許可を行っていない事例が認められた。</p>

		<p>措置状況</p> <p>現場事務所や資材置場等を公共用財産に設置する場合は、施工計画書や指示承認願等により、設置箇所や許可申請の有無の確認を厳密に行い、手続き漏れがないよう、事業担当課長から各工事担当に指導を徹底するとともに、申請が必要な業者に対しても指導を行った。</p> <p>また、班総括に対しては、進捗管理を行う際に、班員に十分な指導を行うよう徹底した。</p>
豊後大野土木事務所	平成24年4月12日から平成24年4月13日まで、平成24年4月25日	<p>注意事項</p> <p>庁舎清掃業務委託などの委託契約について、履行確認が不十分であったほか、契約書に定めている監督員選任等の通知が行われていなかった事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>履行内容を確認するため、受託者から提出される毎月の実績報告書等を、契約担当者である所長まで回覧決裁することとした。</p> <p>監督員選任通知と現場代理人選任通知は、契約と同時に通知・受理を行うこととし、受託者に対しても、現場代理人選任通知の提出について指導した。</p> <p>今後は、内部のチェック体制を強化するため、契約内容を複数の者でチェックするとともに、班総括は、担当職員への指導と書類の詳細な確認を行うよう周知徹底した。</p>
竹田土木事務所	平成24年4月12日から平成24年4月13日まで、平成24年4月25日	<p>注意事項</p> <p>現金収納事務において、証紙売りさばき代金として領収した現金の金融機関への払込みが遅延しているなどの事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>証紙売りさばき代金について、14時時点での現金及び現金出納表の残額を担当職員が毎日確認し、班総括及び次長へ報告することで、チェック体制の強化を図った。</p>
中津土木事務所	平成24年4月17日から平成24年4月18日まで、平成24年5月10日	<p>注意事項</p> <p>港湾施設整備事業特別会計の港湾施設使用料について、港湾施設の種類を誤ったことにより過小に算定し、調定・収納していた事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>不足分については追加徴収を行い、納期限内に収納した。</p> <p>今後は、内部のチェック体制を強化するため、</p>

		<p>使用料等を伴う許可事務に当たっては、書類作成後に再確認を確実に実施すること、幹部職員は書類審査を部下職員任せにしないこと、班総括は担当職員への懇切な指導と書類の詳細な審査・確認を行うことを周知徹底した。</p>
--	--	--